豊川市パートナーシップ宣誓制度（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：制度に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	性的マイノリティだけを救う制度とするのではなく、同性愛に限らないパートナー制度のようにして、広範な市民のための制度とすべきと考える。少数派と多数派の分断とならないよう注意をし、市民全体の課題解決をするという方向で考えることが、ＬＧＢＴという特別な枠を作ることなく、社会全体の中に自然と溶け込ませ、理解を進ませる理想的な施策となると考える。	本市では、「第２次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」において、性的マイノリティへの施策を重要課題として位置付けています。そして、この制度は、その人権施策の一環として、性的指向が異性愛でない方や性自認が戸籍上の性と異なる方などを対象として考えているものです。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	仕組みのはじまりが、性的マイノリティのためのものであることを謳うのは悪いことではないが、運用はもっと自由度があったほうがよく、多様な家族の在り方を認め合う理念を制度の良さとして打ち出してもよいのではないか。	

項目：受領証等の返還に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
3	パートナーシップ関係を解消する場合の受領証等の返還について、手続きに工夫が必要だと思う。	受領証等の返還となる事由については、適切に対応してまいります。

項目：その他

No.	意見等の要旨	市の考え方
4	豊川市として、パートナーシップ宣誓制度の確立を機会にして、多様性を尊重する姿勢の浸透や、差別の解消を目指して頂きたい。	本市では、「市民みんなの人権が尊重され、差別・偏見がなく、暮らしやすい明るい豊川市」を基本理念とし、「第２次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定しています。この計画における基本的考え方・姿勢として「人権を尊重する意識の向上」「個人の尊厳の確保と共生社会の実現」「少数意見への配慮」「協働による取組の推進」を定めて

		います。今後もこの計画に基づき、人権教育・人権啓発の取組を実施してまいります。
5	宣誓によって何ができるようになるのかを明示してほしい。現行法によって出来ることが限られるのであれば、法改正への働きかけをもお願いしたい。	パートナーシップ宣誓制度の導入により利用可能となる行政サービス等を市ホームページ等で周知してまいります。 ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。